

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
เรื่อง มาตรการส่งเสริมการลงทุนในพื้นที่เขตพัฒนาพิเศษภาคตะวันออก (EEC)
และมาตรการส่งเสริมการลงทุนในพื้นที่ระเบียงเศรษฐกิจพิเศษ
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 17/2565 และ 18/2565

非公式訳

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会布告第 17/2565 号および第 18/2565 号に基づく
東部経済回廊（EEC）における投資促進措置および
特別経済回廊における投資奨励措置

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 17/2565 号「東部経済回廊（EEC）」および仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 18/2565 号「特別経済回廊における投資奨励措置」に従い手続きを行う事を明確化するため、投資委員会事務局は以下の通りに説明書を発行した。

第 1 項 人材開発を行う場合

1.1 恩典申請の基準

1.1.1 教育機関との協力がある場合、申請者は「東部経済回廊（EEC）における投資促進措置による追加恩典用の奨励申請書添付書式」（F PA PP 47）または「特別経済回廊における投資奨励措置による追加恩典用の奨励申請書添付書式」（F PA PP 66）および「協力覚書（MOU）もしくは協力契約」を提出すること。「奨励申請書」と同時に提出してもよい。その後提出してもよい。その後提出する場合には、追加恩典申請書の提出日時時点で法人所得税免除恩典期間および法人所得税免除額が残っていないなければならない。

1.1.2 追加恩典を申請するプロジェクトの教育機関との協力計画は投資委員会の同意が得なければならない。協力形態変更、職業訓練カリキュラムの変更および職業訓練期間短縮などのすでに同意された協力計画の基本内容における修正・変更がある場合は、事前に委員会の同意が必要であり修正を申請すること。

1.1.3 東部経済回廊（EEC）における投資促進措置の条件に基づく科学技術分野でのタイ人人材育成のための協力計画または特別経済回廊における投資奨励措置の条件に基づくタイ人人材育成のための協力計画に従い、その学生人数が投資奨励を申請するプロジェクトの全従業員数の 10%以上または 40 人以上のいずれか少ない方でなければならない。また、場合によって奨励証書発給日もしくはプロジェクト修正認可日より 3 年以内に実行を完了させること。法人所得税免除の恩典期間を超えてはならない。なお、本措置に基づき職業訓練を受ける学生人数を利用し、他の措置と恩典の重複申請ができないものとする。

1.1.4 協力計画に基づく実施監査を受けるための証明書類とは、投資委員会が同意した教育機関との協力計画通りに人材開発の実施を示す書類である。第 1.1.3 に定めた期間までに規定の職業訓練カリキュラムに参加する生徒や学生の登録人数など、その証明書類を委員会に提出しなければならない。

1.2 教育機関との協力形態について

東部経済回廊（EEC）における投資促進措置の条件に基づいては科学技術に関連するか、特別経済回廊における投資奨励措置の条件に基づいては科学技術以外の分野でも職業と統合された教育を行うこと、または働きながらの職業教育もしくは高等教育で学習をすることが必須。

(1) **職業統合学習プログラム (WiL)** は、産業部門のニーズを満たすコンピテンシーを有する人材を育成するための教育プロジェクト職業訓練または学士レベル (higher education level) における人材育成プロジェクトである。国家科学技術開発局 (NSTDA) または高等教育科学研究イノベーション省 (MHESI) が同意した、工場での学校という形で教育機関での勉強に加えて企業で働くことを統合することとし、学生は課程通りの期間でトレーニングを受ける。

(2) **デュアル職業教育プログラム** は、カリキュラムの編成、学習、評価において教育機関と企業、国営企業、または政府機関との間の合意による職業教育を行うことであり、学生が教育機関で時間の一部を過ごし、企業で実践的な授業を受ける。尚、企業における職業訓練期間は、タイ教育省職業教育局 (OVEC) の基準に従わなければならない。

(3) **協同職業統合教育プログラム (Cooperative and Work Integrated Education Program 略称 CWIE)** は、実習・能力向上に主眼をおく教育概念に基づき、高等教育機関と企業が共同で設計し開発した、学生に高等教育機関で学びながら、同時に、企業の現場で実践する機会を提供するものである。これにより学生が、労働市場のニーズに見合う能力を備え、卒業後業務をスムーズに開始する準備を整えられることにつながる。本措置に基づく追加恩典の申請日より施行される協同職業統合教育プログラムの実施を促進するための基準およびガイドラインに関する高等教育標準委員会布告の条件に従わなければならない。

(4) 委員会の同意を得た、(1)－(3) 以外の、**科学技術分野でのタイ人人材開発のために職業と統合された教育を行うこと、または働きながらの職業教育もしくは高等教育で学習をすることにおける他の協力**

1.3 追加恩典を申請するための証明書類

1.3.1 以下の協力計画の詳細を記載する、措置による追加恩典用の申請書添付書式

- (1) 協力する教育機関、学部、学科の名前
- (2) 職業訓練に受け入れる学生の人数および職業統合教育の担当教師の準備。なお、措置に基づく基準を満たさなければならない。
- (3) 授業のカリキュラムおよび実践的な実習の説明
- (4) プロジェクトの期間および実施計画

1.3.2 職業訓練のために学生を受け入れることに関する、企業と教育機関間の基本合意書 (MOU) もしくは協力契約、または職業統合学習プロジェクト (WiL) における企業と国立科学技術開発庁 (NSTDA) または国家高等教育科学研究イノベーション政策議会事務局 (NXP0) との間の協力契約

第2項 技術およびイノベーションの研究開発を行う場合

2.1 恩典申請の基準

2.1.1 技術およびイノベーションの研究開発がある場合、申請者は「東部経済回廊（EEC）における投資促進措置による追加恩典用の奨励申請書添付書式」（F PA PP 47）または「特別経済回廊における投資奨励措置による追加恩典用の奨励申請書添付書式」（F PA PP 66）を提出すること。

2.1.2 追加恩典申請プロジェクトの技術およびイノベーションの研究開発計画は投資委員会の同意が得なければならない。すでに同意された技術およびイノベーションの研究開発計画の基本内容における修正・変更がある場合は、事前に委員会の同意が必要であり修正を申請すること。

2.1.3 売上と比較する技術およびイノベーションの研究開発への投資額または支出の検討については、追加恩典申請プロジェクトのみを対象として比較検討を行う。

2.1.4 措置の条件に基づき認可された技術およびイノベーションの研究開発計画に従い、自社研究開発、国内における外注または海外機関との共同研究開発を含む技術およびイノベーションの研究開発への投資額または支出が 最初の 3 年間の売上合計の 1% 以上または 2 億バーツのいずれか少ない方でなければならない。また、場合によって奨励証書発給日もしくはプロジェクト修正認可日より 3 年以内に完了させること。法人所得税免除の恩典期間を超えてはならない。

2.1.5 最初の 3 年間の売上合計とは、最初の収入が発生した日からの 3 年間の売上、または最初の通期の収入が発生した年度から始まる 3 会計年度の売上を意味する。

2.1.6 追加恩典申請プロジェクトの技術およびイノベーションの研究開発に基づく実施監査を受けるための証明書類とは、投資委員会が同意した技術およびイノベーションに関する実際の投資額または支出を示す書類である。第 2.1.4 に定めた期間までにその証明書類を委員会に提出しなければならない。

2.2 技術およびイノベーションの研究開発の場合の条件に基づき計算するための投資額または支出の計算指針については、措置による追加恩典用の奨励申請書添付書式の申請日より、場合によって奨励証書発給日もしくはプロジェクト修正認可日からの 3 年間の期限日まで実際に発生した投資額または支出を対象として計算する。但し、法人所得税免除の恩典期間を超えてはならない。

2.3 恩典申請の対象となる投資額および支出の内容

2.3.1 タイ国内で、自社で研究開発を行うか、または、他社に外注する場合は、基礎産業の研究、応用研究、試験的開発、エンジニアリングデザイン、電子設計で、その詳細は以下の通りとする。

- (1) 経済的価値を有する新しい知識の検証、また既存の知識の進展を目的とする実務上または理論上の活動
- (2) 基礎知識活用のための研究
- (3) フォーミュラの開発またはエンジニアリングデザイン、電子設計の応用

- (4) 新製品および新しい生産工程の選択肢を発見、評価するための実験
- (5) エンジニアリングデザイン、電子設計、建設、プロトタイプの実験、ダミー、開発キット
- (6) 製品のプロトタイプ開発
- (7) パイロットプラント、パイロット生産工程の開発
- (8) 製品試作またはパイロット生産工程開発の結果として得られた、新製品または新しい生産工程の欠陥を解決するための技術的活動
- (9) 製品試作またはパイロット生産工程開発の結果として得られた、新しい生産工程の製品の研究開発に直接関係するエンジニアリング、機械の設置業務
- (10) 製品試作またはパイロット生産工程開発の結果として得られた、新製品の生産または新しい生産工程向けのエンジニアリングデザインや電子設計
- (11) 新しい素材、工具、製品、生産工程、システム、サービスを開発する目的あるいは、従来品、既存の生産工程の改善を目的とする知識の利用
- (12) 技術、装置、ソフトウェアの変更を含む機能および用途の顕著な改善、または新製品や新サービスの創造につながる、製品やサービスのイノベーション活動
- (13) 臨床研究 (Clinical Research) および生物学的同等性試験 (Bioequivalence Study)

2.3.2 研究開発に対する投資または支出は以下の通りとする。

(1) 給与、月給

- 研究者、研究助手、技術者、実験分析者、プロジェクトの専門家、また提案された研究開発プロジェクトに従事するその他の人員の給与または月給。上記に満たない資格や知識であっても、同研究開発プロジェクトのために特別に訓練された人員の給与も含む。
- コンサルタントの雇用費用、研究開発プロジェクトの実施に使用する専門サービスを利用するための費用。ただし、器具・機材の機能の実演サービスにかかる費用を除く。

なお、給与および月給とは歳入法第 40(1) 条に基づく福利厚生費を含むこととする。

(2) 器具・機材の費用

- 研究開発プロジェクトに使用される器具・機材の調達、購入支出。日常使用される器具・機材を除く。
- 研究開発プロジェクトに使用される器具・機材の改善、修理、校正の費用や、実験または試験目的で、器具・機材を改造する場合のエンジニアリング費用。

- (3) 実験室用の建物の建設、改修、修理の費用
- (4) サンプルや製品の分析、試験等、実験サービスの費用
- (5) 研究開発用の材料、必要資材の費用
- (6) 研究開発に直接携わるタイ人スタッフが、国内外での研修またはセミナーに参加するための費用。交通費は、飛行機の場合はエコノミークラスの実費。食事代、宿泊料、日当を除く。
- (7) タイ国内における研究開発の外注費用。研究開発の外注先は国税局長官の布告、件名：研究開発者リストに基づき認可された研究開発者リストに掲載されていること。
- (8) 研究開発に使用される知的財産権の取得費またはライセンス料
- (9) 国内外における研究開発成果の保護申請費用。ただし、顧問料および知的財産権保護の年次更新料を除く。
- (10) 以上の項目において計上できない次の研究開発プロジェクトのその他直接経費
 - 特許の検索、研究データベース利用料、研究専門誌の購読費等、研究のための情報収集費用
 - フリーランスサービス提供事業主への謝礼（顧問料の支払いや設計図への署名による証明の支払いを伴う場合は、本人の個人所得納税の証明を添付すること）
 - ソフトウェアライセンスまたは著作権の使用料
 - ソフトウェアの追加されたファンクションの費用
 - 実験、現場試験、サンプル採取、データ収集のための外注費用
 - 研究開発プロジェクト向けマーケティング調査、経済調査の外注費用
 - 実験農場、実験農園、実験室の賃貸料
 - 臨床研究（Clinical Research）および生物学的同等性試験（Bioequivalence Study）の費用

2.3.3 海外の機関と共同研究開発の場合

- (1) 第 2.3.1 項において指定される研究開発範囲内であること。タイ国内においても一部の研究開発活動を行うこと。
- (2) 追加恩典を申請対象となる投資または支出は第 2.3.2 項に指定された内容であること。該当プロジェクトの費用のみを算入する。
- (3) 当該プロジェクトは、研究開発に従事するタイ人スタッフの 50%以上は海外の研究開発プロジェクトに勤務すること。

第 3 項 東部経済回廊（EEC）における投資促進措置および特別経済回廊における投資奨励措置の対象事業

3.1 東部経済回廊（EEC）に投資する場合

A1+、A1、A2、A3 及び A4 グループの事業を対象とする。但し、事業所の立地が不明確な事業や事業所の立地条件がチャチュンサオ県、チョンブリー県およびラヨン県以外の事業は除く。

なお、事業所の立地が不明確な事業は、仏暦 2565 年（2022 年）12 月 16 日付投資委員会事務局布告第 Por. 4/2565 号およびその改定増補に基づく。

3.2 特別経済回廊に投資する場合

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 18/2565 号「特別経済回廊における投資奨励措置」のターゲット産業クラスターの対象業種表に基づく。

以上、お知らせする。

（署名）

投資委員会事務局

仏暦 2566 年（2023 年）8 月 8 日